

**石綿の粉じん曝露による死亡に対する国の国賠法上の損害賠償義務（20 年）の
時効起算点**

【文 献 種 別】 判決／高松高等裁判所
【裁判年月日】 令和 7 年 7 月 11 日
【事 件 番 号】 令和 7 年（ネ）第 65 号
【事 件 名】 国家賠償請求控訴事件
【裁 判 結 果】 原判決取消し
【参 照 法 令】 国家賠償法 1 条 1 項・4 条、民法 724 条
【掲 載 誌】 判例集未登載
◆ LEX/DB 文献番号 25623233

日本大学教授 平野裕之

事実の概要**1 事案と争点**

(1) 事案 A は、昭和 27 年 [1952 年] 10 月 9 日から昭和 46 年 [1971 年] 6 月 5 日まで、石綿セメント管を製造する工場での作業に従事した際、石綿粉じんに曝露したことにより、平成 13 年 [2001 年] 9 月 17 日に悪性胸膜中皮腫を発症し、平成 15 年 [2003 年] 8 月 23 日にその悪性胸膜中皮腫を原因として死亡した。A の遺族である X らが、同曝露は、Y（国）が規制権限を適切に行使しなかったことが原因であると主張し、国家賠償法 1 条 1 項に基づき損害賠償を請求した。

(2) 争点 国の損害賠償責任を認めた最判平 26・10・9 民集 68 巻 8 号 799 頁があるため、争点になったのは、20 年の時効（改正前判例では除斥期間）の起算点である。本件訴えが提起されたのは、令和 4 年 [2022 年] 5 月 26 日であり、A が悪性胸膜中皮腫を発症してからは 20 年が経過しているが、A が死亡してからは 20 年が経過していない（3 年の時効は争点とされていない）。

2 第一審判決

(1) 蓄積進行性、遅発性の健康被害と消滅時効の起算点 第一審判決（高松地判令 7・1・23LEX/DB25574078）は、筑豊じん肺訴訟最高裁判決（最判平 16・4・27 民集 58 巻 4 号 1032 頁）が、旧 724 条後段の規定について、「身体に蓄積した場合に人の健康を害することとなる物質による損害や、一定の潜伏期間が経過した後に症状が現れる損害のように、当該不法行為により発生する損害の性質上、加害行為が終了してから相当の期間

が経過した後に損害が発生する場合には、当該損害の全部又は一部が発生した時が除斥期間の起算点となる」と判示したことを確認する。

(2) じん肺事例では各段階の症状と死亡による損害は別 上記最判平 16・4・27 が、「じん肺を原因として死亡するか否か、その蓋然性は医学的にみて不明である上、その損害は管理 2～4 に相当する病状に基づく各損害とは質的に異なる」ことを理由に、「じん肺によって死亡した場合の損害については、死亡の時から損害賠償請求権の消滅時効が進行する」と判示しているのを確認し、「死亡による損害と、その余の損害との間の質的な差異を検討するべきである」という。

(3) 本件につき死亡時を起算点とする 以下のように、本件について検討をし、死亡時を起算点とする。①「確立した治療方法のない病に罹患したことによって生じる精神的打撃や、病態の進行に伴って発生する呼吸困難等の症状によって日常生活が困難となっていくことによる肉体的・精神的苦痛をその内容」とする「中皮腫発症による損害」と、「生命そのものを失うことを同質の損害と評価することはできない」。「中皮腫を原因とする死亡損害は、死亡時に発生した」。②闘病中の患者に死亡を見越した権利行使を求めることは、「可能な限り長期の生存を強く望むであろう患者やその家族らの一般的な心理と乖離する。中皮腫発症の診断を受けたとしても、その当時、当該患者が、死を予見させる程度の身体の異変を実感していないのであれば、死亡による損害につき賠償請求できる程度に死亡の可能性を具体的に認識するのは困難であり、同賠償請求権を行使する

ことは現実的ではない」。

(4) 結論 Aが死亡した平成15年8月23日から20年未満の令和4年5月26日に、Xらは本件訴えを提起しているから、消滅時効によって、Xらの権利は消滅していない（請求認容）。

判決の要旨

1 Aは、「平成13年9月17日に悪性胸膜中皮腫を発症し、平成15年8月23日にその悪性胸膜中皮腫を原因として死亡したことにより、慰謝料1300万円をもって慰謝すべき精神的苦痛を被った」。

2 「Aが悪性胸膜中皮腫を発症した平成13年9月17日の時点で、YのAに対する不法行為（違法な加害行為による損害の発生）が成立し、この不法行為に基づき、AのYに対する損害賠償請求権として、Aが悪性胸膜中皮腫を発症したことにより被った精神的苦痛に対する慰謝料の請求権が発生し、直ちに行使できる状態となる」。

3 「次に、Aが悪性胸膜中皮腫を原因として死亡した平成15年8月23日の時点で、上記の精神的苦痛の内容に、Aが死亡したことにより被った精神的苦痛が加わる」。「Aの死亡によって、上記の不法行為とは異なる新たな不法行為が成立するためには、Aが悪性胸膜中皮腫を発症したことにより被った精神的苦痛と、その悪性胸膜中皮腫を原因として死亡したことにより被った精神的苦痛とが、質の異なる別個の精神的苦痛であると認められる必要がある」。

4 「一般に中皮腫は、診断確定からの生存期間が7か月から17か月までと報告されるなど、死亡に至る蓋然性の高い疾患であり、現にAは、診断確定から約22か月後（発症から約23か月後）に死亡した。「このように、胸膜中皮腫が予後不良の疾患であり、症状の進行、程度、速度に関する医学的知見が相当程度確立していることを考慮すると、死亡に至る蓋然性の高い悪性胸膜中皮腫を発症したことにより被った精神的苦痛と、その悪性胸膜中皮腫を原因として診断確定から約22か月後（発症から約23か月後）に死亡したことにより被った精神的苦痛とが、質の異なる別個の精神的苦痛であると認めるのは困難である」。「Aが死亡した平成15年8月23日の時点で、既に成立していた上記の不法行為とは異なる新たな不

法行為が成立したとは認められない」。（時効完成を認める。第一審判決取消し、Xらの請求棄却）

判例の解説

一 本事例の問題点

1 20年の時効の起算点が争点

本判決は、石綿粉じん曝露する状態で作業をし、悪性胸膜中皮腫を発症し死亡したAにつき、国に規制不作為を理由として国賠法上の責任を認め、民法724条後段（改正法では2号）の20年につき、悪性胸膜中皮腫発症時を起算点とし、その完成を認め、Xらの請求を棄却している。

2 遅発性疾患では起算点は不法行為時ではない

(1) 不法行為時というのを修正 民法724条は、「不法行為」の時を20年の起算点としているが、不法行為があっても発生するかどうか不確実な損害については——継続的不法行為のように、将来不法行為が継続するかどうか不明というのではなく——、損害発生時に20年の時効が起算されるべきである。遅発性疾患につき、最判平16・4・27民集58巻4号1032頁（筑豊じん肺訴訟判決）がこのことを認めている。

(2) この場合の起算点 上記最判平16・4・27は、「当該不法行為により発生する損害の性質上、加害行為が終了してから相当の期間が経過した後に損害が発生する場合には、当該損害の全部又は一部が発生した時が除斥期間の起算点となる」とする。水俣病関西訴訟判決（最判平16・10・15民集58巻7号1802頁）、また、B型肝炎事件（最判平18・6・16判時1941号28頁）も同様の判断をする。

3 損害については将来損害は既発生との擬制が認められる

(1) 将来損害の既発生との擬制 民法709条は「生じた損害を賠償する責任」と、「生じた」と過去形の損害を賠償の対象とする。継続的不法行為で、将来の不法行為分の損害を予め請求することはできないが（騒音訴訟など）、1回の不法行為でも、治療費を支出した毎に、痛みを受けた期間につき、1個の損害賠償請求権が雪だるま式に膨らんでいくにすぎず、既発生のみしか賠償請求ができないであらうか¹⁾。この点、便宜上、不法行為時に損害既発生と擬制することが認められている²⁾。逸失利益については将来の損害を先に賠

償してもらうため、中間利息控除がされる（民法417条の2、722条1項）。

(2) 損害毎に不法行為が成立するのか 本判決は、新たな不法行為が成立するかどうかを問題としている（要旨3）。①しかし、身体侵害と財産侵害がある場合、不法行為は1つで、損害賠償請求権が2つ成立するにすぎない。②また、身体侵害後に死亡しても、1つの不法行為による1つの損害賠償請求権の内訳（損害項目）として、身体侵害による損害賠償請求権と死亡による損害賠償請求権が成立するにすぎない³⁾。ただし、時効を別に考えることができ（予見できない後遺症の事例のように）、この点を、以下検討したい。

二 先例について

1 発症時に起算する判決

本判決前に、発症時からの遅延損害金の起算を認める2つの札幌高裁の判決がある。札幌高判令4・1・21LEX/DB25592008「中皮腫は、一般に予後が悪く、死亡に至る可能性が相当程度高い上に、行政上の決定を経て患の事実が確定される疾患ではなく、医療機関による病理検査等の結果によって患の事実が判明するものであるから、これを発症した時点において死亡によるものを含む全損害が発生している」、「同損害の遅延損害金の起算点は、中皮腫を発症した日」とする（札幌高判令4・5・13WLJPCA05136005も同趣旨）。

2 最終の行政上の決定時に起算する判決

大阪高判令7・4・17LEX/DB25574321は、「じん肺は、ある時点での病状が、今後どの程度まで進行するのかがもとより、進行しているのか、固定しているのかすら現在の医学では確定できない」。「管理二に相当する病状に基づく損害と、管理三又は管理四に相当する病状に基づく損害とは、質的に異なるものといえる」。「じん肺被害を理由とする損害賠償請求権については、その損害発生時、すなわち最終の行政上の決定を受けた時が除斥期間の起算点となる」という⁴⁾。

三 慰謝料の区別また時効の起算点

1 慰謝料の種類

本件で問題になったのは、死亡による慰謝料請求権である⁵⁾。1つの不法行為による慰謝料も、傷害の苦痛に対する慰謝料と後遺症が残った場合（症状固定後）の後遺障害慰謝料、その後死亡した

場合の死亡慰謝料を問題にできる。

継続的不法行為では、不法行為自体が継続しているので、継続的に慰謝料請求権も生じる。1つの不法行為で傷害を受け、日々その傷害の苦痛に悩まされる場合も、1つの慰謝料請求権が日々拡大していく。後者では、不法行為時には将来の損害であるが、発生することが確実であり、不法行為時に全て成立していたものと擬制される。

2 死亡による慰謝料

死亡が必至の事故により1カ月後に死亡した場合、死亡まで苦しんだ苦痛に対する傷害慰謝料と死亡慰謝料とが成立する。不法行為により死亡が確実な場合には、不法行為と死亡とに時間差があっても、不法行為時に死亡慰謝料請求権が成立していたものと擬制される。他方、死亡するかどうかは不確実であり、ほかの原因が競合して死亡したが相当因果関係が認められる場合には、死亡時又は死亡が確実化した時に、死亡慰謝料が成立し1つの損害賠償請求権の項目に追加される。

3 本件について

①「生活に伴って生じる精神的・肉体的苦痛と、生命そのものを失うことを同質の損害と評価することはでき」ず、また、②「死亡による損害……賠償請求権を行使することは現実的ではない」ことが、第一審判決が死亡まで時効起算を認めない理由である。これに対し本判決は、「死亡に至る蓋然性の高い悪性胸膜中皮腫を発症したことによる精神的苦痛と、その後に死亡したことによる精神的苦痛を、質の異なる別個の精神的苦痛ではないとして、死亡による損害賠償請求権も含めて、発症時に全ての慰謝料請求権の成立、また、その時効の起算を認めた」。

四 検討

1 死亡による慰謝料

死亡慰謝料とは、不法行為が無ければ生涯を全うできたはずなのに、（その可能性が高いのに）、それよりも早く死亡したことの無念という精神的苦痛に対する慰謝料である。不法行為時に死亡慰謝料請求権が成立していたものと擬制されるためには、不法行為による死亡が確実なことが必要である。死亡が確実な場合、死亡の無念を慰謝する死亡慰謝料と、死亡までの痛みを原因とする苦痛に対する傷害慰謝料とは、1つの慰謝料請求権の2つの項目として、不法行為時にいずれも将来の分

（不法行為後の痛みも）も含めて成立する。

2 遅発性疾患の場合

本件の場合には、この基準時が、不法行為時ではなく、発症時にずれる点が特殊である。それ以外は上記と同じように考えてよい。発症時に死亡が確実である場合には、死亡慰謝料は発症時に既に成立していたものと擬制されることになる。粉じんによるじん肺炎では、発症しても死亡するかどうかは分らずこの擬制が否定されたが、アスベストによるじん肺炎については、死亡が確実であることから、本判決は診断確定時に上記擬制を認めたものと評することができる。

3 権利行使期待可能性の考慮

ただ、権利が成立しても、権利の性質上権利行使が期待できない場合には、権利行使期待可能性が認められるまで時効の起算が遅らされるため⁶⁾、さらにこの点の検討が必要になる。この点、死ぬ前に死亡による損害賠償請求権を行使することが期待できる者がいるであろうか。Aが例えば自営業を行っていて、逸失利益が問題になるならば、死亡逸失利益の損害賠償請求権も然りである。

ところで、松本教授は、①「私見は前述したように、判例のいう損害発生時の意味は事実上の損害発生時ではなく、権利者にとって権利行使の客観的契機となるような規範的損害発生時の意味であると解する」。②「中皮腫による死亡に対する損害賠償請求権は死亡しなければ成立しないのであるから、20年期間の起算点は中皮腫死亡時と解すべきである」という⁷⁾。

五 終わりに

最後に私見を要約しておきたい。将来の損害も、その発生が確実であれば発生を擬制して、不法行為時に損害賠償請求権の成立またその行使が認められる。本件では、不法行為時が発症時と変更されるだけで、同じ理屈があてはまる。従って、本件の解決は、症状発生で死亡が確実視されるかどうかにかかると。本判決のようにこれを肯定すると、症状発生時に死亡による損害賠償請求権が成立したものと擬制される。だとしても心情的にその権利行使を被害者に期待できるかという点、疑問である。権利の性質上、死亡による損害賠償請求権は、死亡後に相続人による権利行使が期待できるにすぎず、死亡時を、3年、20年いずれの時効期間の起算点と考えるべきである。遺族固有の慰

謝料（民法 711 条）の時効起算点も同様である。

●——注

- 1) 1つの不法行為でも、侵害法益毎に損害賠償請求権が成立し時効も起算される。最判令 3・11・2 は、「同一の交通事故により同一の被害者に生じたものであっても、被侵害利益を異にするものであり、車両損傷を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求権は、身体傷害を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求権とは異なる請求権である」という。1つの不法行為で2つの損害賠償請求権が成立するというのである。
- 2) 傷害による将来の逸失利益、介護費用も、逸失利益は67歳まで、介護費用は平均余命までの損害賠償請求権を、中間利息控除をして不法行為時に成立させている。ただし、判決前に死亡すれば、逸失利益の賠償請求権は影響ないが（最判平 8・4・25 民集 50 巻 5 号 1221 頁）、介護費用については、損害の性質上、衡平の観点から既発生の擬制は覆され、死亡後の賠償請求権は消滅する（最判平 11・12・20 民集 53 巻 9 号 2038 頁）。
- 3) 最判昭 49・9・26 交民集 7 巻 5 号 1233 頁は、①「後遺症に基づく損害であって、その当時において発生を予見することが社会通念上可能であったものについては」、3年の消滅時効はその時から進行を始めるが、②そうでない限り「右後遺症が顕在化した時が民法 724 条にいう損害を知った時にあた」という。不法行為時に損害賠償請求権は全て成立しているが、②につき3年の時効起算点を遅らすというようである。
- 4) 神戸地判平 30・2・14 LEX/DB25549553 は、「被告の看過できない帰責事由により、原告らの権利行使や時効中断行為が事実上困難になったというべきであり、債権者に債権行使を保障した趣旨を没却するような特段の事情が認められる」として、時効援用権の行使を権利濫用とする（控訴審判決である大阪高判令元・7・19 LEX/DB25570433 も、援用権の濫用と持する）。
- 5) 判例は、即死の場合でも、被害者に死亡による慰謝料請求権の成立またその相続を認める（大判大 15・2・16 民集 5 巻 150 頁）。慰謝料請求権についてはかなり擬制的な運用がされている。幼児に民法 711 条の親の死亡の慰謝料請求権を認める、不貞の慰謝料に、不貞を知らない間の分の慰謝料を認めるなどである。
- 6) 最判平 15・12・11 民集 57 巻 11 号 2196 頁は、「単にその権利の行使について法律上の障害がないというだけではなく、さらに権利の性質上、その権利行使が現実期待することができるようになった時から消滅時効が進行する」との一般論を述べる。
- 7) 松本克美「石綿関連疾患の損害賠償債務の遅延損害金の起算日と損害賠償請求権の消滅時効起算点の関係」立命 415 号（2024 年）① 168 頁、② 169 頁（これに対して、遅延損害金については、中皮腫発症時点で、後の死亡の結果を含む損害賠償債務が遅滞に陥ると解する）。